

Beyond

ASAHI
Research Institute

2021. 12 vol.12

公共サービスを次の世代へ

あさひ総研

グループ法人税制

自社株式の民事信託について

電子帳簿保存法、令和3年度年末調整の改正点・注意点

令和4年4月育児介護休業法改正対応

人手不足と新卒採用

公益法人に対する寄附についての税制

あさひ通信

第197回 ホンダの神髄

INFORMATION



CONTENTS

公共サービスを次の世代へ

あさひ総研

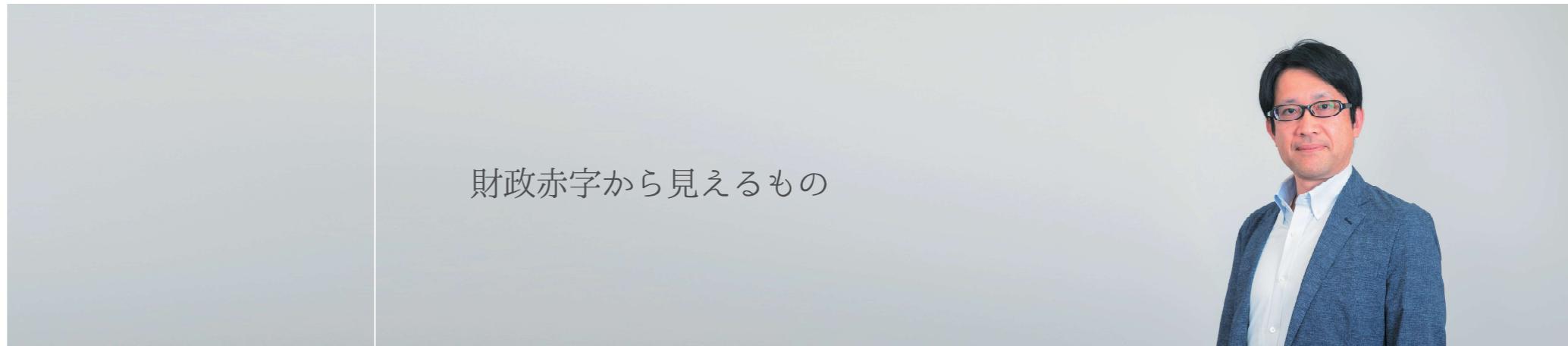
- 01 事業承継
グループ法人税制
- 02 相続
自社株式の民事信託について
- 03 税制
電子帳簿保存法、令和3年度年末調整の改正点・注意点
- 04 労務
令和4年4月育児介護休業法改正対応
- 05 経営
人手不足と新卒採用～世はまさに、インターンシップ時代～
- 06 公益法人
公益法人に対する寄附についての税制

あさひ通信 第197回 ホンダの神髄

INFORMATION

[Beyond]について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。



財政赤字から見えるもの



公共サービスを次の世代へ

統括代表社員 田牧 大祐

コロナ禍において、様々な助成金、補助金があり、税の再分配の在り方、財政赤字についてメディアで取り上げられる機会が増えている。地方自治体財政もコロナ交付金で膨張し、イベント中止で基金が積みあがり財政改善になっている自治体も少なくない。

現在の日本の税制は、昭和24年のシャウブ勧告^{※1}を基礎としている。これは、戦後の終戦処理費の負担がある中、法人課税がほとんどないとの問題、所得税基礎控除の創設、富裕税導入、地方財政の課題など、財源と体系的配分に関する日本の租税制度全体についての改革案であり、これを受けて、日本は所得課税を中心とした租税制度に移行した。

個人、法人への所得課税は、戦後の高度経済成長、所得増とともに右肩上がりに税収を増やしてきたが、日本の生産性の低さもあり、平成に入って以降、国民所得はほとんど伸びず、結果、税収も伸びなやみ、現在は、物品税廃止とともに導入された消費税が、税収の中心になっている。歳入（税収）が伸びない中、高齢者増加による社会保障費負担増で歳出は増加、財政赤字はワニの口^{※2}といわれるよう、ギャップが年々拡大している。

租税目的は、公共サービスと所得再分配、景気調整等であるが、将来、公共サービスに関して、負担と公平性の問題が発生するであろう。身近に、教育、医療、道路、消防、防災、衛生など多くの公共サービスがあるが、急激な人口構造の変化、生産年齢人口の減少と高齢者の増加が、公共サービス維持に影を落とす。公共サービスを国民一人当たり負担で計算した数値が公表されている^{※3}。警察消防費は年間一人当たり4万1千円、ゴミ処理費は同1万8千円、医療費の公費負担は同13万円である。教育費では、公立の小学校から高校までを通して計算し

た場合の生徒一人当たりの負担は1,144万円である。自分は、学校に通っただけの、道路を走っただけの、警察の近隣パトロールから安全を享受しただけの税を納めていただろうか。また今後、高齢化した際の医療費の公費負担をするだけの税を納めるだろうか。

令和元年度、国民所得に対する租税と社会保障負担割合である国民負担率は44.4%であった。財政赤字の負担を加えた潜在的国民負担率の実績は49.7%^{※4}である。

生涯で享受する公共サービスのコストと税負担の合計が一致することが望ましい。しかし、財政赤字での公共サービスの享受は、自己の受けたサービス対価を将来世代に負担させていることになる。「税」という字は、穀物をあらわす「のぎへん」と、抜き取るという「兌」(えつ)の組み合わせである。税金は、法律により国民が国家の租税目的のために負担するもの^{※5}であるが、我々が将来世代の穀物を抜き取らないようにしなければならない。

将来を担う子どもたちの教育、安全といった公共サービスが恒久的安定的に維持できる制度設計とし、現役世代は少しの不便と負担増を受け入れる必要がある。そして現在の税制は、個人と法人の所得課税を税の中心に据えている。生産と分配を担う企業経営者の役割は重要だ。

※1 連合国最高司令官マッカーサーの要請により、コロンビア大学シャウブ博士を団長とする7名の使節団により昭和24年8月27日に提出された日本の恒久的安定的な租税制度立案を目的としたレポート。

※2 平成2年に166兆円だった普通国債残高は、令和3年度末に1,000兆円を超えるといわれている。

※3 国税庁HP「税の学習コーナー」、「暮らしの中の税」より

※4 財務省HPの国民負担率の公表より。国際間で比較すると高いほうではないが、財政赤字、高齢化の進展により、今後さらに悪化が見込まれる。

※5 租税は国家維持のための必要な経費を国民が負担能力等に応じて支払う会費のようなものという会費説が有力説となっている。

事業承継



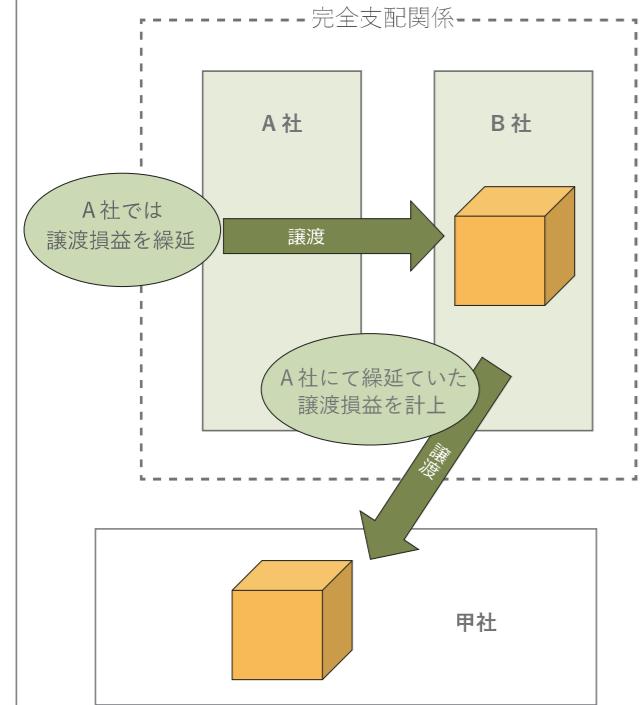
平成 22 年 10 月以降の取引についてグループ法人税制が適用されています。グループ法人税制は 100% 子会社等の完全支配関係のある内国法人間の取引に影響します。グループ間で取引を行う際は留意が必要です。

グループ法人税制は、内国法人が一定の資産（譲渡損益調整資産）を完全支配関係のある内国法人に譲渡した場合に、譲渡した事業年度の所得計算において譲渡利益額又は譲渡損失額を繰り延べます（法人税法 61 条の 13）。

そして、繰り延べられた譲渡利益や譲渡損失は、譲渡先の内国法人にて、その譲渡損益調整資産の再譲渡や償却、評価換え、貸倒れ、除却等があった場合に、あるいは完全支配関係が解消した場合に全部または一部を認識します。

例えば完全支配関係のある A 社が B 社へ固定資産（譲渡損益調整資産）を譲渡後、今度は完全支配関係のない甲社へ B 社が譲渡した場合に、A 社の所得は下図の様になります。

◆グループ法人税制の概要図◆



グループ法人税制

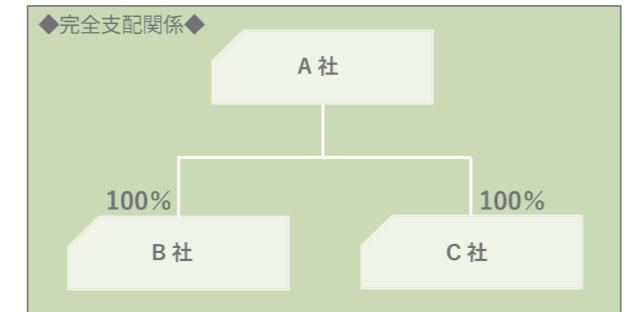
<譲渡損益調整資産>

譲渡損益調整資産とは、固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産等で、譲渡直前の帳簿価格が 1,000 万円以上のものをいいます（法人税法 61 条の 13、法人税法施行令 122 条の 14）。

<完全支配関係>

完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係（当事者間の完全支配関係）、または一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係（法人相互の完全支配関係）をいいます（法人税法 2 条 12 号の 7 の 6）。

例えば下図の様な資本関係の場合に、A 社と B 社は当事者間の完全支配関係であり、B 社と C 社は法人相互の完全支配関係です。



<その他の特例>

上記の他に完全支配関係のある内国法人間では、受取配当、受贈益及び寄附金についても特例があります。完全支配関係のある子会社からの配当金は、親法人において配当金が全額益金不算入となります（法人税法 23 条 1 項、5 項）。また、法人による完全支配関係のある内国法人間でなされた贈与・寄附については、贈与を受けた法人においては受贈益を益金不算入とし、この場合に寄附元の寄附金については損金不算入となります（法人税法 25 条の 2、37 条 2 項）。

山形事務所 特別経営支援部
公認会計士・税理士 広川 諭

2010 年新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017 年税理士法人あさひ会計に入所後は M&A 支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（納税申告、グループ法人税制）を担当。



自社株式の民事信託について

1. 民事信託について

民事信託とは、特定の財産を自分自身（委託者）が、自分の財産を信託できる人（受託者）に託して名義を移転し、信託契約で定めた一定の目的に従って「管理（守る）」「活用（活かす）」「承継（遺す）」することです。

委託者：財産を所有している人（民法上の所有者）

受託者：財産を管理運用する人（名義人）

受益者：財産から生じる利益を享受する人（税法上の所有者）

2. 自社株式に民事信託を適用した場合

●自己信託を適用した事例

「中小企業のオーナーである代表取締役が高齢になり、今後の会社経営について心配している。後継者は決まっており、自社株式の評価額が低い今のうちに自分が保有する株式を後継者に贈与したい。しかし、現状の後継者の年齢・経験の点から今すぐに経営の全てを任せることは不安がある。」

代表取締役が事業承継対策のために、後継者である子供に自社株を贈与したいというケースは多くみられます。その会社の業績が良ければ評価額が毎年上昇するため、できるだけ早いうちに贈与したいと考えるもので、ただし、会社の経営者としては、経験の浅い後継者に経営を任せることは不安があるので、引き続き経営権は維持したいと考えることも多いと思います。このような場合、従来の自社株式の生前贈与の方法では、贈与があった時点で自社株における全ての権利が後継者の子供に移ってしまいますが、「信託」を使うと、上記の事例の代表取締役の要望に応えることができます。

自社株式に信託を使うためには自社株式の権利を「議決権」と「財産権」に分離させて考える必要があります。

議決権	財産権
会社の管理・運営および役員等選任、解任できる権利	株主が会社から経済的利益を受ける権利
・株主総会における議決権行使（役員等選任、解任権）	・剩余金配当請求権
・代表訴訟提起権	・残余財産分配請求権
・取締役の違法行為差止請求権	・募集株式（新株）引受権
・会計帳簿閲覧請求権	・株式買取請求権

「議決権」とは、具体的には議決の指示をする権利のことで、信託では「議決権行使の指図権」ともいいます。「財産権」とは、配当を受ける権利や清算時に残余財産を受ける権利のことをいいます。

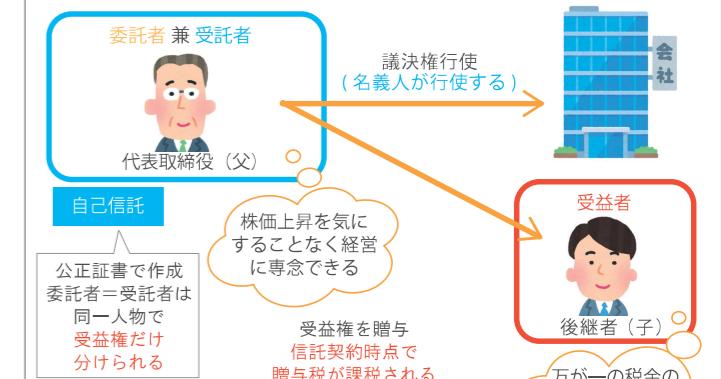
上記事例に対応する信託の方法としては、自己信託という方法があります。代表取締役が所有する自社株式について、自分自身を議決権の委託者及び受託者と設定し、後継者を受益者とする内

相続



容の「自己信託設定公正証書」を公証役場で作成します。この自己信託における株式の権利に着目すると、代表取締役は株式の議決権を引き続き維持することができ、後継者は株式の財産権（受益権）が贈与されることになります。

●自己信託を設定し、受益権のみを後継者に移す



<信託活用のメリット>

1. 代表取締役に経営権を残したまま承継ができる。
2. 現時点で受益権を後継者に移すこと、将来の相続時点での株価上昇リスクを排除できる。（株式の実質所有者は受益者＜後継者＞）

これにより、後継者に贈与税が生じる可能性はありますが、「議決権」は引き続き代表取締役が有することになりますので、今回の事例に対応した信託方法となります。

また、代表取締役が所有する自社株式の財産権が後継者に贈与されるため、株式に関する事業承継は完全に終了し、贈与時点（信託効力発生日）以降の株価の値上がりに関して、自身の相続税額に影響を与えることがなくなります。その後の信託の方法については、経営者が後継者の成長ぶりを見ながら段階的に権限移譲をしようと考える場合は、自社株信託の対象数を減らして議決権を譲り、あるいは時期を見て代表取締役交替する等、自在に対応が可能となります。

次回は経営者の認知症に対する民事信託等について紹介します。

山形小営所
相続サポートセンター マネージャー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和



事業会社の経理を経て、あざさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。



電子帳簿保存法、 令和3年度年末調整の改正点・注意点

◆電子帳簿保存法

前号に引き続き、電子帳簿保存法（以下、電帳法）の改正により義務化される電子取引制度に関する内容です。

電子データでの保存が必要になるのは、電子取引によって授受した請求書等のうち、取引情報が記載されたものになります。書面で授受した請求書等をPDF等にして保存するとなると、電帳法の電子取引制度ではなく、スキヤナ保存制度での要件を満たす必要があります。スキヤナ保存制度は義務ではないため、事業者の任意選択となります。スキヤナ保存制度に関しては次回以降改めて取り上げます。

保存の対象となる電子取引については、表1をご参照ください。

【表1】

電子取引に該当するもの	電子保存の有無
1. 従業員が会社経費を立替え、その領収書を電子データで受け取った場合	○
2. 取引に係る付随費用等、取引先が負担すべき費用を立て替え、立替払いに係る請求書等をメール等で受け取っている場合	○
3. 請求書等を紙に出力して社判を押した後、PDF化して交付する場合	○
4. 取引先に請求書等の書類と、同一内容の電子データ両方を交付する場合 ※電子データを原本として交付している場合に限る。紙が原本の場合は保存不要	○
5. 取引先に請求書等の書類と、同一内容の電子データ両方を受領する場合 ※電子データを原本として交付している場合に限る。紙が原本の場合は保存不要	○
6. インターネットバンキングで、銀行窓口で振込等をした場合に受領する控えに相当する情報が表示されている場合（振込先、日時、金額等）	○
7. インターネットバンキングで、取引情報が表示されない場合 例）振込依頼を受け付けた等のみが表示される場合	×
8. 電子データで授受する取引金額が定められていない契約書等 ※検索要件の「取引金額」は空欄又は0円で記載、保存	○

※電子取引は取引情報の授受を電磁的方法で行う取引のことです。
受け取る側も交付する側も電子取引に係る電子データを保存する必要があります。

◆令和3年度年末調整の改正点・注意点

次に年末調整についてですが、改正点が2点と、前年に引き続き注意事項があります。

■改正点

- 令和3年4月1日より、税務署や地方自治体に提出する税務関係書類について原則押印が不要となりました（担保提供書類等例外を除く）。このため、扶養控除等申告書等の年末調整に使用する申告書についても、従業員からの押印は不要となります。
- 年末調整手続の電子化に必要だった税務署長の承認が不要になりました。これにより、特段の手続きなく年末調整の電子化が可能になります。ソフトウェアを利用して書

類を作成するため、ミスを大幅に抑えられること、書類での保存が不要になり保管コストが抑えられることが期待されます。国税庁のホームページに説明用のパンフレットがアップされており、電子化をお考えの事業者はぜひご確認ください。

国税庁HP：年末調整手続の電子化に関するパンフレットについて
https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_pamph.htm



■注意点

令和2年に、①基礎控除と②所得金額調整控除に関する改正がありました。

①基礎控除は今まで所得制限がなく控除が可能なものでしたが、改正により所得制限が設けられました。表2の通り、合計所得金額が2,400万円を超える場合、基礎控除額48万円の満額が控除できません。

②所得金額調整控除は、その年度の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で一定の要件を満たす場合（表3）、給与所得から一定額を控除できるものです。この控除は扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がないことに注意が必要です。そのため、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えていて、その夫婦間に一人以上の年齢23歳未満の扶養親族である者がいる場合、その夫婦双方でこの控除が適用可能です。

【表2】基礎控除

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	(所得制限なし)
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

国税庁 令和2年分年末調整のしかた

【表3】所得金額調整控除

適用対象者	イ. 本人が特別障害者に該当する者 ロ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 ハ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 ※イ～ハのいずれかに該当する給与所得者
所得金額調整控除額	{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

山形事務所 審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



令和4年4月育児介護休業法改正対応

毎年のように改正がある育児介護休業法ですが、来年令和4年4月1日と10月1日にも対応が必要な法改正が施行されます。ここでは、まずは令和4年4月1日に向け、事業主が実務上行うべきことをお伝えします。

●育児介護休業法の改正概要と施行時期

改正内容	施行時期	対応実務	
育児休業制度周知等に関する見直し	令和4年4月1日	個別周知・取得意向確認方法の決定・実行（書式整備等）	
		実施する措置を決定・実行（研修・相談窓口設置周知等）	
有期雇用者育休取得要件緩和	令和4年10月1日	育児介護休業規程（就業規則）変更	
育児休業制度の変更	令和4年10月1日	育児休業規程（就業規則）変更	
		育児休業の申出方法等の見直し（SNS等も可能に）	
		育児休業の分割取得可能に	
		育児休業の撤回ルールの見直し	
1歳到達日後の育児休業の見直し			
出生時育児休業制度の創設			

1. 個別周知・取得意向確認方法を決定

従業員本人または配偶者が出産予定である等、子を養育するようになる旨申し出があったときは、育児休業制度について知らせるとともに、育児休業の取得意向を確認するための面談等の措置を講じることが義務付けられます。知らせるべき内容は、以下の4点です。なお、制度利用を控えさせるような周知・意向確認は違法とされています。

- 育児休業に関する制度
- 育児休業申出先
- 雇用保険の育児休業給付に関すること
- 従業員が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱
- 出生時育児休業制度（令和4年10月1日以降）

2. 雇用環境の整備

育児休業を取得しやすい職場環境を整備し育児休業の申出が円滑に行われるようになります。以下の措置のいずれかを講じることが事業主に義務付けられます。

- 育児休業にかかる研修の実施
- 育児休業に関する相談体制の整備
- 自社労働者の育児休業に関する事例の収集及び当該事例の提供（社内好実例の紹介）
- 自社労働者に対する育児休業制度及び育児休業取得促進に関する方針の周知

従業員が一定期間休業するということは、担当業務を棚卸しし、引き継ぎし、場合によっては人員を補充するというような準備が本人・会社ともに必要となります。そのため、育児休業の申出には期限が設けられています。

子の出生予定期を報告することを従業員に義務付けている就業規則は、いまのところ多くありません。妊娠した女性従業員については、妊婦健診のための時間確保その他の母性保護措置を講ずることが事業主に義務付けられているため、妊娠報告を早めにしてもらえば、配慮がしやすくなります。一方、男性従業員の場合は、出生後に「被扶養者が増えた」という届出があつて初めて会社が育児開始を知るというケースもあります。会社が早めに子の出生予定を知ることができれば、個別周知・意向確認を早く行い、取得がスムーズに行えます。当事者になる前から、自社の育児休業制度と、取得をサポートする会社の姿勢が明らかにされていれば、早めの申出を促すことにつながります。

3. 育児介護休業規程（就業規則）等の変更

有期雇用労働者の取得要件である「引き続き雇用された期間が1年以上の者」を削除します。ただし、従来どおり労使協定により、有期無期にかかわらず入社後1年以上という要件を設定することは可能です。育児休業・介護休業とも適用されますのでご注意ください。

4. 令和4年10月1日改正法施行に向けて

10月1日に施行される内容については、育児介護休業規程（就業規則）に盛り込むのは10月1日からとする会社が多いと思われます。しかし、4月1日改正に基づき、個別周知と取得意向をする際、出産予定期等から、10月1日以降に新たな制度である出生時育児休業制度を利用しようとする従業員である場合は、その内容も通知できるように準備しておく必要があります。制度説明文書には、令和4年10月1日以降と注意書きをしたうえで、記載しておくのがよいでしょう。

規定例、周知文書例等は、厚生労働省ホームページに公開されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内3か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。



経 営



人手不足と新卒採用 ～世はまさに、インターンシップ時代～

2021年3月時点の中小企業が重視する課題では、驚くことに、従業員数6名～300名の企業において「営業・販路開拓」を抑えて1位となったのが「人材の確保・育成」でした（出所：NRI「中小企業に関するアンケート」（2021年3月））。

その課題を解決するために中途採用を行っている企業も多く、人材紹介会社も増えてきています。紹介料の相場は年収の約3割とかなりの金額です。

新卒採用も競争が激しくなっています。コロナ禍で落ち着いた有効求人倍率（大卒）も2022年3月卒では再び上昇の兆しが見られています。

人手不足であれば即戦力である中途採用を行うべきです。新卒は、戦力になるまでに3年～5年かかります。そしてその教育をする先輩社員の時間も費やさなければいけません。

ではなぜ新卒採用をするのでしょうか。諸説ありますが、例えば以下のようなメリットがあります。

- ・企業文化を継承できる
- ・自社に関心が高い人材を採用できる
- ・まっさらな状態から教育できる

社会人としての考え方の大部分を醸成するのは、新卒として入社してからの約1年間と言われています。その間に自社の企業文化や仕事のやり方を吸収してくれます。新卒はその企業の未来を担うことを期待された存在であると言えます。

新卒採用市場は3～5年で大きく変わります。最近では就職ナビサイトの多様化、コロナ対応、オンライン化など、実に様々な環境の変化がありました。の中でも昨今の大きな変化として、インターンシップの実施が挙げられます。

インターンシップとは、学生が一定期間企業の実務を体験する、言わば就業体験です。このインターンシップの間に採用活動も行われ、面接等も経て内定まで至るケースが多くなっています。従来の採用活動とは異なり職業理解に重きを置いており、他にも様々な違いがあります。

【大卒対象の従来の採用活動とインターンシップの違い】

	従来の採用活動（試験）	インターンシップ
目的（学生）	就職	職業理解
目的（企業）	人材の確保	人材の確保・企業理解
実施時期	3年生の3月～4年生の6月 (4ヵ月間)	3年生の6月～2月 (9ヵ月間)（計12ヵ月間）
プログラム	グループワーク (実務と関係の無いもの) 筆記試験 集団面接・個人面接	グループワーク (実務に近いもの) 現場見学・就業体験
接触時間	短時間(1回の面接で20～60分)	長時間(半日～3日)
接する社員	総務・人事・役員	現場の社員
実施場所	会議室・応接室	会議室・現場

インターンシップを導入していない企業の中には、「学生に対応する時間がない」と思う方もいるかもしれません。しかし3月以降の就職希望学生一人当たりの応募社数は減っており、2019年卒では27.8社、2020年卒では22.9社、2021年卒では20.9社と推移しています。要因としては、インターンシップに参加した企業の中で就職先を検討する学生が増えていることが考えられます。つまり、大学3年生が3月の時期には、学生は企業の情報収集を終えているのです。その前のインターンシップ期に学生とどれだけ接触し、企業の魅力をアピールできるかがその年の採用活動に大きく影響すると言えます。

また、インターンシップの実施は「入社ギャップ」という点で、就職後の定着率にも良い影響を与えます。入社ギャップとは、学生が入社前に抱いていたイメージと、入社後に知る実態に乖離がある場合に感じる不満のことです。採用活動をシンプルに表現すると、集める・見極める・留める、です。どれだけたくさん採用しても、優秀な人材でも、辞めてしまっては意味がありません。インターンシップを実施することで、この「入社ギャップ」を少なくすることができ、新入社員の離職を抑制する効果もあります。

このように採用環境は特に変化が激しい分野ですが、あさひグループではその変化に柔軟に対応してきました。例えばインターンシップの本格導入やコロナ禍での完全オンラインインターンシップの実施、全自动・録画配信プログラムの実施などです。その結果、2021年卒は192名、コロナ禍での採用活動となった2022年でも118名の学生を集めることができました。あさひグループが取り組んだ採用活動の一部をご紹介いたします。参考にしていただければ幸いです。

◆あさひグループの採用活動の取り組み◆

- 毎年、採用活動のプログラムを変える
- 合同説明会・ナビサイト以外でも母集団形成を行う
- 採用活動は人事・総務だけでなく現場職員が関わる
- 経営者が採用活動に関わる
- インターンシップを行う
- 採用特設ホームページを作成する
- オンライン対応を積極的に行う
- 合同説明会の企業ブース装飾を目立つようにする
- 採用活動に映像を活用する



株式会社旭プレインズ
コンサルタント 高橋 翼
4社の採用活動を担当。さまざまな支援メニューの経験を活かし、中小企業の経営コンサルティング業務に従事する。

公益法人に対する寄附についての税制

公益法人の活動を支えるための一定の寄附金には、税制上の優遇措置が設けられています。今回は、その寄附の要件（寄附を受ける公益法人）と税制上優遇される寄附（寄附者）についてご紹介します。

公益認定を受けた社団・財団法人に対する寄附であれば、すべての法人が「特定公益増進法人」に該当し、寄附者は寄附金所得控除を受けることが可能となります。

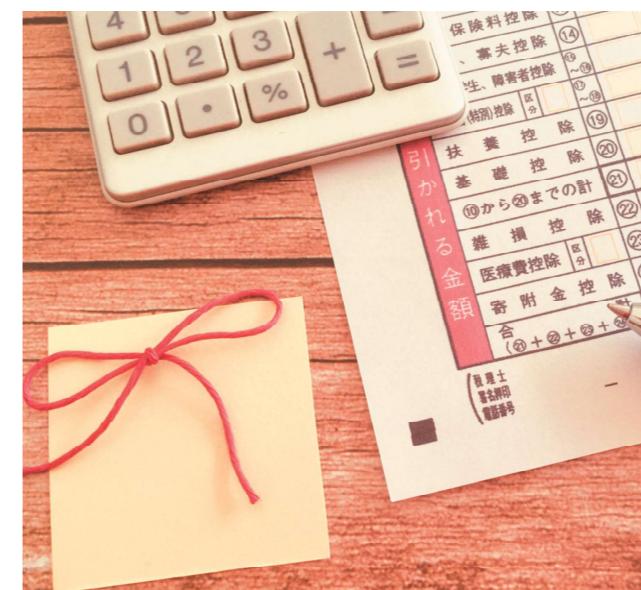
また、個人からの寄附については、公益法人が税額控除証明を受けるための要件（パブリック・サポート・テスト要件※）をクリアし、監督官庁より証明書が発行されれば、所得控除に比べ特に小口の寄附者に対して減税効果の高い、税額控除を寄附者が選択することが可能となります。

※パブリック・サポート・テスト要件（PST要件）
法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標であり、次の①②いずれかを満たす必要があります。

$$\text{①} 3,000 \text{ 円以上の寄附者が平均して年に } 100 \text{ 人以上} \\ (\text{ただし、公益目的事業費用等が } 1 \text{ 億円に満たない小規模な公益法人については、実際の寄附者数} \times \\ 1 \text{ 億} \div \text{ 公益目的事業費用の合計 (最低 } 1 \text{ 千万円)} \\ = \text{ 必要な寄附者})$$

かつ、寄付金額が平均して年に 30 万円以上

$$\text{② 法人の総収入金額に占める寄附金総額の割合が } 1/5 \text{ 以上}$$



■寄附者の税制優遇の内容

◎法人（会社等）から公益法人への寄附の場合
公益法人への寄附金は通常の寄附金とは別枠で、損金算入が可能です。

通常の寄附金限度枠

$$(\text{ 所得金額の } 2.5\% + \text{ 資本金等の額の } 0.25\%) \times 1/4$$

公益法人への寄附金限度枠

$$(\text{ 所得金額の } 6.25\% + \text{ 資本金等の額の } 0.375\%) \times 1/2$$

◎個人から公益法人への寄附の場合

所得控除適用

$$(\text{ 公益法人への寄附合計額 } - 2,000 \text{ 円}) \text{ の所得控除 (総所得の } 40\% \text{ が限度)}$$

税額控除適用（税額控除対象法人への寄附）

$$(\text{ 税額控除対象寄附金 } - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%$$

の税額控除（所得税額 × 25% が限度）

あわせて住民税についても、都道府県または市区町村が条例により指定した寄附金が、住民税の額から控除されます。

山形県と山形市は山形県内に事務所・事業所を有する公益法人、宮城県は県内、仙台市は仙台区域内に主たる事務所がある法人が対象となり、詳細はそれぞれホームページに公開されていますのでご確認ください。

$$(\text{ 税額控除対象寄附金 } - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% \text{ の税額控除 (所得税額 × 25% が限度)}$$

寄附者は、より税制メリットのある公益法人への寄附を、公益法人は、よりよい公益事業を行うための資金獲得として、寄附金控除の制度を積極的に活用していただければと思います。

山形事務所 経営支援2部
チームマネージャー 柴田 憲吾

一般の事業会社のほか、公益法人アドバイザーとして公益法人も担当。社内外のIT化、DX化、業務改善を進めている。



ホンダの神髄

公認会計士・税理士 美田 健一



1960年代、旧通産省は、当時20社近くあったメーカーの乱立を防ぎ、国際競争力をつけるために「日本の乗用車メーカーはトヨタと日産だけでいい」と自動車業界の再編案を打ち出した。これに「俺にはクルマを作る権利がある。自由競争こそが産業を育てるんだ!」と真正面から反対したのがホンダの創業者、本田宗一郎氏だった。

以来、ホンダは、大気汚染が深刻だったアメリカで施行された排ガス規制法案（マスキー法）を、世界中のメーカーが規制内容を達成するのは不可能といわれる中、CVCCエンジンによって見事一番乗りでクリア。その後も、二足歩行ロボット“アシモ”の制作、日本初のエアバックの量産、そして今や小型ジェットカテゴリーで世界1位の販売台数を達成している“ホンダジェット”などなど、独創的な製品を次々と造り上げている。

『ホンダイノベーションの神髄』の著者で、かつて主プロジェクト・リーダーとしてホンダのエアバックを開発した小林三郎氏は、ホンダのイノベーションに関して「その秘訣は何か?」と聞かれると「ホンダには哲学があるから」と答える。哲学がしっかりしていると基本がぶれない。背骨がビシッと通るのだという。

ホンダの哲学は「3つの喜び」と「人間尊重」に集約される。本田宗一郎氏が掲げた「3つの喜び」とは、①作る喜び…独自のアイデアで文化社会に貢献する技術者の喜び、②売る喜び…代理店、販売店などがその製品を扱うことに誇りを持ち、販売することの喜び、③買う喜び…日常、その製品を使用し「ああ、この商品を買ってよかった」という購買者の喜びである。中でも本田宗一郎氏は「買って喜ぶ」を最も重要と考えていた。

本田宗一郎氏は「素人に分かりやすく説明できないようじゃお前は分かっていない」「これが本当にお客様の価値だと思っているのか」と涙を流しながら殴りつけることもあったという。

一方、「人間尊重」は本田宗一郎氏が初代副社長となった藤沢武夫氏と出会ったときに1週間語り明かし、決めたという。「ムダなやつは一人もいない。得手をやらせれば苦労を厭わず向上心が出てきて頑張り、本人は幸せなんだ」という。ホンダの「人間尊重」とは、「自律」した個人が「平等」な立場でお互いを「尊重」することだ。

ホンダは新商品であれ、新技術であれ、「コンセプト」を決めることが最大限重要視している。ホンダにおける「コンセプト」を、前述した小林三郎氏は「お客様の価値観に基づき、ユニークな視点で捉えたモノ事の本質」と定義している。「お客様の価値観」は3つの喜びの「買う喜び」を体現している。「ユニークな視点」は絶対価値で、少しの差ではすぐに追いつかれ価格競争になってしまう。最も重要なのは「モノ事の本質」でコンセプトそのものだ。ホンダでは「コンセプト」を「三現主義」と「ワイガヤ」で考えるという。ホンダの「三現主義」とは「現場で現物を見て現実を知ることで、本質を掴むこと」であり、ホンダの「ワイガヤ」とは、通常業務を離れ社外で3日3晩合宿する中で徹底した自由な議論を通じて本質を追求するのだが、

(1) あなたの会社（組織）の存在意義は？

(2) 愛とは何？

(3) あなたの人生の目的は何か？

という基本概念を自分の言葉で語れないようでは話は始まらないというのだ。「ワイガヤ」では常に「あなたはどう思う」と問われ、一般的な話をすると「どこで聞いたことがあるな」、説明が長くなると「一言でいうと何だ」と畳みかけられるという。この、つらくて果てしない熟慮を支えられるのは「想い」だけだという。

小林三郎氏著の『ホンダイノベーションの神髄』を読みながら、「あさひ会計の価値とは何だ?」「あさひ会計の存在意義とは?」「自分の人生の目的は?」と自問することの連続だった。

あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。

SEMINAR

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

共催／日本M&Aセンター

参加費：無料

ご案内HP



『成長戦略・事業承継 個別相談会』

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着5組様限定、完全予約制 ※Zoom利用したWEB形式の面談も可能です。

【山形】12月9日(木) 【仙台】12月10日(金)

2022.1月13日(木)

2022.1月14日(金)

◆時間：各会場共通 ①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

『経営者のためのDXセミナー』&『消費税のインボイス制度』及び『電子帳簿保存法』セミナー

第一部『経営者のためのDXセミナー』 14:00～15:30

RPAやAIなど、最新のテクノロジーを活用したDX化の取り組みが企業競争力に圧倒的な差をつけています。会計業務をはじめとした間接業務の変化や、様々な業界ごとのRPA導入事例をご紹介します。RPA、Power Automate、Power Appsの活用、インターネットバンキングやExcelデータを仕訳に変換するソフト「HAYAWAZA」による会計処理の自動化で、圧倒的な生産性向上が実現できます。

講師：株式会社ASAHI Accounting Robot研究所 柏倉佑美
税理士法人あさひ会計 DX推進チーム 渡部竜次

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業DXなど

ご案内HP



一部・二部、どちらか一方のみの参加も可能です！

第二部『消費税のインボイス制度』及び『電子帳簿保存法』セミナー 15:40～16:40

◆消費税のインボイス制度◆

すべての事業者に影響するインボイス制度の概要と、適格請求書発行事業者の申請手続きや、制度を導入するための実務上のポイントを解説します。

◆電子帳簿保存法◆

現行の電子帳簿保存法制度への理解を深めるとともに、電子帳簿保存制度を導入した場合のメリットや、導入のために踏むべきステップを中心に解説します。

講師：税理士法人あさひ会計 仙台事務所 魔住慶太郎

【山形】
12月15日(水)
2022.1月12日(水)

【仙台】
12月17日(金)
2022.1月14日(金)

参加費：一部・二部 それぞれお一人様￥3,000

※新型コロナウイルス対策として、参加者の十分な距離の確保のため、8名様限定とさせていただきます。

ご案内HP



『相続個別相談会』

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とそのご親族様に限定させていただいております。

【山形】
12月15日(水)
2022.1月20日(木)

山形相続サポートセンター
☎ 0120-652-144

【仙台】
12月16日(木)
2022.1月20日(木)

宮城相続サポートセンター
☎ 0120-954-883

◆時間：各会場共通 1回目／10:00～、2回目／14:00～ いずれも1時間程度

ご案内HP



参加費：無料

『実践型 5ヶ年経営計画書策定講座』

◎1社限定、完全予約制 9:30～18:00

目指す将来像（夢・ビジョン・資金繰り）についてじっくり考え、納得がいくまでシミュレーションしながら経営計画を作り上げていく実践型講座です。

【仙台】2022.1月7日(金)
2月8日(火)

参加費：お一人様￥88,000
追加1名につき￥11,000

ご案内HP





山形市鏡町 2-1-1

Beyond vol.12

2021年2月発行

発行元 / あさひ総研
山形 T 090-0934 山形市東原町 2-1-27

FAX : 023-621-6521

仙台 T 080-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30

新刊ビルディング 4F

FAX : 022-262-2521

<https://asahi-gr.jp/>